

## 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成29年10月3日 14時00分ごろ
発生場所	北海道 <small>おくしり</small> 奥尻町奥尻港 奥尻港東島防波堤灯台から真方位242°950m付近 (概位 北緯42°10.6′ 東経139°31.0′)
事故の概要	漁船第十金宝丸 <small>きんぼう</small> は、着岸中、火災が発生した。
事故調査の経過	平成29年11月17日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十金宝丸、99.9トン
船舶番号、船舶所有者等	114831、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	操舵室内の航海計器、漁労機器及び電気配線に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約9m/s、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、奥尻港の岸壁に着岸中、船長及び甲板員2人が操舵室内で出港準備を行っていたが、船長がトイレに行き、甲板員2人は、船長の指示により、船内備付けの持運び式粉末消火器1本、持運び式泡消火器2本及び雑用水ポンプからの放水により消火に当たり、約30分後に鎮火させた。</p> <p>本船は、本事故後、電気修理業者が操舵室を点検したところ、‘操舵室前側の壁に設置されたコンセント’（以下「本件コンセント」という。）付近の電気配線（以下「本件電気配線」という。）の焼損が激しいことが判明した。</p> <p>本件コンセントには、本事故当時、旋回窓のプラグが差し込まれていたが、旋回窓は使用されていなかった。</p> <p>本船は、毎年、電気修理業者による電気配線の絶縁抵抗試験が行われており、直近の試験では、本件電気配線に異常が認められなかった。</p>
分析	<p>本船は、奥尻港の岸壁に着岸中、本件電気配線から出火したものと考えられる。</p> <p>本件電気配線は、短絡などの何らかの電氣的な要因により発火した可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、奥尻港の岸壁に着岸中、本件電気配線から出火したものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気配線は、定期的に点検を行い、必要に応じて新替えることが望ましい。</li></ul>
-----------	--